

テレビ小山放送契約約款 平成26年4月

ケーブルテレビサービス契約約款

テレビ小山放送株式会社(以下「当社」という)と当社が行うサービスの提供を受ける者(以下「契約者」という)と間に締結される契約(以下「加入契約」という)は以下の条項によるものとします。

- 第1条(サービス提供)
- 当社は、サービスを提供する区域(以下「サービス区域」という)内において、契約者ご次のサービスを提供します。
- (1)放送事業者のチャンネル放送(多重放送を含む)の同時送信サービス
 - (2)7日分(再放送の同時再放送を含む)の同時送信サービス
 - (3)有線テレビジョン放送法施行規則第2条第3号の規定にいう自主放送番組サービス。この自主放送番組の内容についてはベータック番組・オプション番組とコマercial番組ととする

- 第2条(契約の単位)
- 当社は加入引込額1回線ごとに1つの加入契約を締結します。但し、集合住宅、事業所については別途規定によるものとします。

- 第3条(契約の成立)
- 加入契約は加入申込者が加入契約申込書に定められたのびこの約款を承認し、加入契約申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社がこれを承認したとき成立しそのものとする。

- 加入契約は承認された日から起算して、予め地主、家主、その他利害関係者の承認を得ておくものとし、後日問題が生じた場合、当社は責任を負いません。
- 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には申込みを承認しないことがあります。又、承認後においても次に該当する事実が判明した場合は、違約の責を負うことなくその請求を取消することができるものとします。
- (1)当社のサービスを提供する上で契約引込額を没収し保証金が不足し及び経営上困難な場合
 - (2)加入申込者が自己と誤られた債務の履行を怠ったことあるなど当該約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合
 - (3)加入契約申込書の記載事項に虚偽、不備(名義、捺印、識別のための番号情報等の相違・記入漏れ等)がある場合
 - (4)加入申込者が当社の放送の著作権を他人の侵害する恐れがあると認められる場合
 - (5)料金等の支払い方法について、当社が定める方法と認められない場合
 - (6)加入申込者が当該約款に違反する恐れがあるときは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ(B-CAS)専用B-CASカード使用許可契約書に定めるところにより、
 - (7)その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合

- 4、十歳未満の子供を含む、利用を記載することがあります。その場合は、改定月の1ヶ月前までに当該契約者に通知します。

- 5、当社は本人確認のため身分証の提示を求める場合があります。加入申込者はこれに応じるものとします。

- 第4条(契約申込の撤回等)
- 加入申込者は、加入申込の日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりその申込の撤回又は当該契約の解除を行うことができます。
- 前項の規定による加入契約の申込の撤回等は、同項の書面を添えたときにその効力が生じます。
- 第1項の規定により加入契約の申込の撤回等を行った場合は、加入契約の履行を請求することはできません。但し、予め加入申込の撤回する等同意の意思をもって加入契約の申込を行った場合等、加入契約をしようとする者に対する保護をはかるとする同項の規定の趣旨に反しないと認められるときは、この限りではありません。

- 第5条(最低利用期間)
- ケーブルテレビサービスの最低利用期間は1年とします。
- 契約者は、前項の最低利用期間中に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、別表に定める料金表の解約撤去工事費を支払っていただきます。また、キャンペーン特典加入の際は、その特典は無効となり正規料金を遡って請求させていただきます。

- 第6条(加入契約料、工事費、利用料)
- 契約者は、別表に定める加入契約料、工事費、利用料等を当社に支払うものとします。
- 加入契約の月額利用料と、B-CASの提供を受けた日の属する月より毎月支払うものとします。また、オプション番組のサービスを受けた場合は、ベータック番組の月額利用料他にベータック1利用料を支払うものとします。
- 3、落雷、降雷による電線の減衰等、やむを得ない事由により第3号に定めるサービスの提供ができなかった場合、原則として利用料を徴しないものとします。但し、月々の継続して10日以上わたってそのサービスの提供ができなかった場合は、当該月分(2ヶ月にわたり引き延長10日以上日本標準時があった場合は、初月分の利用料は無料とします)。
- 4、十歳未満の子供を含む、利用を記載することがあります。その場合は、改定月の1ヶ月前までに当該契約者に通知します。
- 5、各利用料の中にはNHK放送受信料(地上波・衛星波)は含まないものとします。

- 第7条(料金などの支払い方法)
- 契約者は、別表に定める料金表に従い、当社に加入契約料、工事費、利用料等について、当社が指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。
- 2、当社は、原則として契約者に対して請求書及び領収書の発行は行わないものとします。

- 第8条(セットアップボックスの貸与)
- セットアップボックス(楽観ブルーレイ及び楽観も含む。以下「STB」という)本体は当社の所有とし、契約者に貸与します。尚、解約時及びび時々にはSTBを直ちに当社に返却するものとします。返却がない場合は、損害の賠償を請求致します。
- 2、当社は、故意又は過失によりSTBを破損、紛失した場合、その相当分を当社に支払うものとします。
- 3、STBのリモコン等の破損、故障又は紛失した場合には、有償にて交換するものとします。

- 第9条(施設の設置及び費用の負担)
- 当社は当社が設置する有線放送テレビジョン放送施設(以下「本施設」という)のうち、放送センターから保安器及びOV-ONUの出力端子までの施設(以下「当社施設」という)を所有し、その施設に要する費用を負担します。但し、最寄りケーブルボックス又はドロップローラー以降の施設施設については、契約者がその設置に要する費用を負担するものとします。
- 2、契約者は契約住宅に当社施設を引込ために必要な、自営性の建柱、地下埋設工事、鉄筋コンクリート穴あけ等の特別工事に要する費用を負担するものとします。
- 3、住宅開発者等により開発された区域の施設増設工事については第1項の規定にかかわらず、協議上、相方の工事負担額を決めるとのものとします。
- 4、本施設の施設工事及び契約者の宅内工事は当社又は当社が指定した工事業者が行うものとします。

- 第10条(施設の所有関係)
- 本施設の内、放送センターから保安器及びOV-ONUの出力端子までの施設及びSTB本体は当社の所有とし、保安器及びOV-ONUの出力端子以降までの施設(但し、STBを除く)及び第9条で規定した自営性、地下埋設施設は契約者の所有とします。

- 第11条(施設の維持管理)
- 当社は放送センターから保安器及びOV-ONUの出力端子まで、契約者は保安器及びOV-ONUの出力端子以降の施設について、維持管理をします。
- 2、契約者は、当社が施設維持管理の必要上、サービスの提供を一時停止した場合は、これを承認するものとします。

- 第12条(故障・保守等に伴う責任負担)
- 当社及び契約者が所有する施設に故障が発生した場合はそれぞれの所有区域に従って、修繕の費用を負担するものとします。契約者の故意、過失によって当社所有の施設に故障が生じた場合、その修復費用は契約者が負担するものとします。

- 第13条(放送利用又は放送の一時停止による損害)
- 当社は、契約者が放送利用又は放送の一時停止による損害があっても賠償には応じないものとします。

- 第14条(天災に関する事項)
- 当社の施設は保安装置が設けられていますが、落雷により保安器及びOV-ONUの出力端子以降の施設(STBは除く)が破損した場合は、当社はその責任を負わないものとします。
- 2、当社は天災、事変その他の不可抗力による事由によるサービス提供の停止に基づく損害の賠償には応じません。

- 第15条(利用に係る契約書の義務)
- 契約者が当社が当社施設を無償でケーブルその他の機器を接続し、またSTBを改造して当社のサービスを受信することを禁止します。
- 2、契約者が加入契約申込書又は当社所定の書式に定める台数を越えCTSBを受信機に接続することを禁止します。
- 3、契約者は当社又は当社の指定する工事業者が本施設の検査修繕を行うために契約者の家、家庭、構築物の出入りに能力を求めた場合、これに便宜を供するものとします。

- 第16条(サービスの無断使用、営利使用の禁止)
- 法令により契約者が当社のサービスを第三者に提供すること、及び対価を受けて当社のサービスを第三者に上流することを禁止します。

- 第17条(返金返戻金及びサービス種類の変更)
- 当社は(有償を得ない事由により)放送利用及びサービス種類を変更することがあります。なお変更により起こる損害の賠償には応じないものとします。別表に定める料金表のケーブルテレビサービスの種類は、当社の所定の手続きにてサービス種類の変更を請求することができます。

- 第18条(一時停止・再開)
- 契約者が当社サービスの一時停止及び再開を希望する場合、一時停止の場合は停止を希望する月の属する25日までに、再開の場合は再開を希望する月の属する25日までに、当社所定の書式により申し出るものとします。停止期間は最長で3年とします。3年を経過しても再開の申し出がない場合は、3年を経過した日の属する月をもって加入契約は解除されたとします。
- 2、一時停止の場合、当社がサービスを停止することも、貸与したSTBを撤去します。また停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の翌月までの期間の利用料は無料とします。
- 3、契約者は、サービス利用の一時停止と再開に要する費用を負担するものとします。

- 第19条(設備場所の変更)
- 契約者が設備場所の変更を行う行為があったときは、その旨を事前に当社所定の書式により申し出るものとします。
- 1(同一敷地内での設置の変更)
- 2(同一敷地外への移転又は当社の業務区域内で、かつ最寄りのタップボックス又はドロップロージャークに余裕がある場合)
- 2、契約者は前項の規定による変更に必要な費用を負担するものとします。
- 第20条(名義変更)
- 契約者が変更が生じた場合、当社が承認すれば新契約者は旧契約者の名義を変更し施設を譲り受けられるものとします。
- 2、前項の規定により名義変更をしようとする新契約者は別表に定める名義変更料を当社に支払うものとします。

- 第21条(解約)
- 契約者は加入契約を解除しようとする場合、解約を希望する月の属する25日までに当社所定の書式により申し出るものとします。
- 2、前項による解約の場合、契約者は第6条の規定による利用料を含む全ての利用料を、当該解約の日属する月の分まで支払うものとします。
- 第1項による解約の場合、当社は第6条の規定により料金表を決定するものとします。契約者は別表に定める解約撤去工事費を当社に支払うものとします。また撤去に伴い、契約者が所有もしくは占有する敷地、家庭、構築物等の回復を要する場合、契約者はその回復費用を負担するものとします。
- 4、当社は加入契約の支払期日までに支払わなかった場合、加入利用料を継続して2ヶ月支払わなかった場合はサービスの提供を停止し、さらに停止後1ヶ月経過しても金のない場合は加入契約は解除されたものとします。

- 第22条(契約者の義務違反による解約)
- 当社は、契約約款に契約者が行った行為があったと認めた場合は、契約者に通告の上、サービスの提供を停止し、あるいは加入契約を解除することができます。
- 2、契約者は第1項により当社のサービスの提供を停止され解約となった場合は、別表に定めるすべての権利を失います。
- 3、契約者は第1項により当社のサービスの提供を停止され解約となった場合は、別表に定める料金表を当社に支払うものとします。

- 第23条(増増金)
- 契約者が料金金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とする)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を前増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

- 第24条(延滞利息)
- 契約者は、前項その他の債務(延滞利息を除く)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合を合計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。但し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

- 第25条(債権譲渡)
- 契約者は、当社が有する契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

- 第26条(承諾の限界)
- 当社は、契約者が工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難など若しくはは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行に支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

- 第27条(個人情報保護方針)
- 個人情報を収集するにあたり公正かつ適切な方法で収集し、取得した個人情報については、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置に努めます。

- 収集した個人情報は、下記の目的で利用します。
(1)顧客サービスの提供に伴う上位会社(番組提供会社・上位プロバイダ、KDDI株式会社等)への登録
(2)ケーブルテレビ放送・インターネット上及びインターネット上に伴う各事業者の業務委託
(3)顧客管理・運用強化及びCATV設備の保守管理に伴う業務(顧客管理システム会社・損害保険会社等)
(4)サービスの提供・サービスの利用促進・サービス向上を目的とする各種セールスや通知又は各種状況調査業務
(5)当社サービス料金のお課金、請求、回収、督促、集金などに関する業務
- 当社に申し上げる場合を除き、予め契約者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて個人情報を取扱うことはありません。
(1)特定保持情報を締結した上での業務委託
(2)法令又は裁判所の他法令機関によりこれに準ずる期間の開示義務がある場合
(3)本人又はその生命・身体・財産その他権利利益を侵害するおそれがある場合
(4)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成促進を促すおそれがある場合
- お客様が個人情報の照会及び事実と異なる情報の訂正等を希望される場合、当社窓口(0120-344-372)までご連絡いただいた後、合理的な範囲で回答ならびに訂正を致します。
- 当社は、個人情報の保護及び取扱いについて従業員等に指導を行い、また、個人情報保護に関する法令その他規程を遵守するとともに、上記内容における取組みを適宜見直し改善します。

- 第28条(B-CASカード及びVIC-CASカードの取扱いについて)
- B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの(B-CAS)専用B-CASカード使用許可契約書に定めるところにより、
- 1.CASカードに当社に帰属し、STBを利用する契約者(STB1台につき1枚)貸与するものとし、当社の手配による他社のデータの追加・変更・改訂を行うことを禁止し、それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失については契約者が賠償するものとします。
 - 2.STBの紛失及び解除時は、B-CASカード及びVIC-CASカードを速やかに当社に返還するものとします。また契約者がB-CASカード及びC-CASカードを破損又は紛失した場合には、契約者別表に定めC-CASカード再発行費用を当社に支払うものとします。

- 第29条(録画機能付STBについて)
- 録画機能付STB(楽観ブルーレイ及び楽観)に不具合が生じたことにより、録画・編集されたデータが消失・破損した場合、これにより生じた損害については、原因の如何に関わらず当社は一切の責任を負わないものとします。
- 2、録画機能付STBを修理・交換・及び解凍・一時休会(一時停止)・移転等により撤去した場合には、録画機能付STBに記載されていたデータは全て消去します。契約者はデータについては一切の権利を放棄するものとします。
- 3、データの消去・禁止番組は、録画機能付STBに備わっていません。
- 4、編成の変更・受信状況により契約者約款に実行できない場合があります。

- 第30条(共通施設向け地上デジタルサービス)
- 加入契約は、加入世帯又は事業所として行うものとします。

- 本サービスは、放送法第2条に規定する放送事業者がテレビジョン放送及びデータ放送のうち、当社が定める放送の同時再送信サービス、ならびに放送法の設置及び運用に関する規定に基づいて地上放送を行うものとします。
- 当社と共同受信施設の設置及び管理の期間で、当社の設備によって地上放送によるテレビジョン放送の同時再送信サービスの契約が締結されている施設、かつ当該共同受信施設の設置者又は管理者との間で本サービスの提供に関する意図がなされている施設で、地上によるテレビジョン放送の受信を受信する契約者の場合又は当社所定に認める場合に限り提供をものとします。但し、共同住宅、集合住宅等に同居されている場合でも、サービスは居住先へ当社施設を利用する場合も適用されません。
- また、当該施設より転居する等場合で、別居も居住先へ当社施設を利用する場合も適用されません。
- 本サービスの利用に必要となる契約料別表・料金表に定め、当社が指定する金融機関より口座振替によって支払うものとする。また支払い単位は納年一括払とする。
- 本サービスの契約者が、解約もしくは加入契約の解除後再度加入申込みを行った場合は、このサービスは適用されません。
- 本サービスの契約者は、当社が提供する付加サービスへの変更を申込みることができるものとします。変更に際して実施する工事に伴う費用は契約者が負担するものとします。
- 本サービスの契約者は、自己の事由により工事が生じた場合、その工事費を負担するものとします。
- 本条項に特記の記載の無い事項は、本契約約款に準じるとのものとします。

- 第31条(反社会的勢力の排除について)
- 加入申込者は、自らが暴力団その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という)、又は反社会的勢力と密接な関係を有する者ではないことを確し、また、将来に渡っても該当しないことと確約するものとします。
- 2、加入申込者が、前項の確約に違反することが判明した場合、また前項の確約に反する申告をしたことが判明した場合、当社は何ら賠償なく、前項の申込を不承認、又は撤回し契約を解除することを旨とするものとします。
- 3、契約の申込を不承認、又はは契約の解除をした場合に加入申込者は契約者に損害が生じても、当社は何らこれを賠償しない補償しないものとします。

- 第32条(定めなき事項)
- この約款に定めなき事項が発生した場合は、当社と契約者は契約の締結の主旨に従い誠意をもって協議し、解決にあるものとします。

- 第33条(約款の改正)
- 当社は、この約款を総務大臣に届け出た後改正する場合があります。

付則

- (1)当社は特に必要があるときは、この約款に契約を付与することができるものとします。
(2)本契約は各世帯、事務所及び店舗等が個別に契約する場合に適用するものとします。
(3)一括加入、業務用等については別に定めます。
(4)この改正実施日は平成26年4月1日から実施します。

CATV専用 B-CASカード使用許可契約約款

- お客様が使用するケーブルテレビ用のセットアップボックス等(以下「CATV用受信機器」という)は、デジタル放送を受信するためのICカード(CATV専用-CASカード)(以下「カード」という)が添付されています。このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ(B-CAS)より「当社」という一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(以下「JCTA」という)と契約し、JCTAを締結して加入のケーブルテレビサービス(以下「CATVサービス」という)に接続して使用するものとす。
- 当社は、このカードを、この約款(契約CATV専用B-CASカード使用許可契約書)に基づいてお客様に貸与します。お客様がCATV会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

- 第1条(カードの使用目的)
- このカードは、CATV用受信機器を制御する集信回路(IC)が内蔵されており、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めCATV用受信機器がCATVサービスに接続し、ご加入のCATV会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送及びD10DCSデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送(以下まとめて「放送サービス」という)を受信する目的で使用されます。

- 第2条(カードの所有権と使用許諾)
- このカードの所有権は、当社に帰属します。
- 2、この契約に基づき、お客様と同一世帯の方がこのカードを使用できます。

- 第3条(カードの管理)
- お客様は、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障及び破損することのないよう十分注意してください。

- 第4条(カードの故障交換等)
- カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。

- (1)カードを使用開始してから、3年以上経過している場合
- (2)カードの破損、お客様の不備など取扱いに起因するものである場合
- 当社は、上記の責任を負いません。1号で規定する場合を除き、カードの故障による、第1条の放送サービスが受信できないことによる損害が生じても、当社は責任を負いません。

- 第5条(カードの破損、紛失、盗難等及び再発行)
- お客様が契約を解除しようとする場合、解約を希望する月の属する25日までに当社所定の書式により申し出るものとします。カードの破損、紛失、又は盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社が所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

- 第6条(カードの交換依頼等)
- カードの不具合やシステム変更(バージョンアップ)等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のCATV会社を通じてお客様にカード交換をお願いします。この場合があります。

- 第7条(不要となったカードの処理等)
- ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のCATV会社にカードを返却してください。カードの返却がない場合、この契約は終了します。

- 第8条(禁止事項等)
- このカードを、第1条のカード使用目的に反して、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めCATV用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のCATV会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することを禁止します。
- 2、カードの複製、分解、改造、改造若しくは改ざん、又はカードの内部に記載されている情報の複製若しくは複製等、カードの機能に影響を与え、又はカードに利用できない知的所有権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
- 3、カードを日本国外へ輸出又は持ち出すことはできません。
- 4、カードを第三者にある場合、リース、貸貸又は譲渡することはできません。

- 第9条(損害賠償)
- お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

- 第10条(約款の変更)
- この約款を変更することがあります。この約款の変更事項又は新しい約款については、当社のホームページ(http://www.b-cas.co.jp)に掲載します。

- (別表)カード再発行費用
- 第1条第1項及び第5条に規定するカード再発行費用1,650円(税込)。
- 2、前項のカード再発行費用は、ご加入のCATV会社へお問い合わせいただけます。

- 第21条(解約停止)
- 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(そのインターネット接続サービスの料金その他の債務(この約款による)を支払を要することとなった)の限に、以下この条において同じ)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われまでの間)、そのインターネット接続サービスの利用を停止することができます。
- (1)料金金その他の債務について、支払期日を2ヶ月経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納手続を行う事業所が滞りなく支払ったことある場合を含む)
- (2)契約の申込みと当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき

インターネット接続サービス契約約款

- 第1章 総則
- 第1条(約款の適用)
- 当社は、この有線テレビジョン放送施設(有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備)の範囲(有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第2条第2項に規定する有線電気通信設備であって、他の電気通信事業者により提供されるものを除く)と同一の範囲で受信する電気通信回線設備を用いる「インターネット接続サービス契約(以下「約款」という)、電気通信事業者(昭和69年法律第101号)第31条第1項の規定に基づき届け出たインターネット接続サービスに係る料金表(以下「料金表」という)並びに当社が別に定める電気通信事業者法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」という)第21条の2に規定する事項及び事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金について」当社が別に定める)により、インターネット接続サービスを提供します。

- 第2条(約款の変更)
- 当社は、事業法の規定による標準契約約款の変更を受けて、又は事業法の規定に基づき、総務大臣の認可を受けて、この約款を変更することができます。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

- 第3条(用語の定義)
- 約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信回線設備	送信場所と受信場所の間を接続する伝送設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
4. 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5. インターネット	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6. インターネット接続サービス提供所	(1)インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 <p>(2)当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約者を行う事業所</p>
7. 契約者	当社からインターネット接続サービスの提供を受けることのある契約者
8. 契約者	当社と契約を締結している者
9. 契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線又は光ファイバー回線
10. 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む)又は同一の建物内にあるもの
11. 端末接続装置	端末設備との間で電気通信符号の交換等の機能を有する電気通信設備
12. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13. 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15. 技術基準	端末設備等に関する(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準
16. 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第4号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方交付税の額

- 第3章 契約
- 第4条(インターネット接続サービスの種類等)
- 当社は、別表に定める料金表に規定するサービス種類等があります。

- 第5条(提供区域)
- インターネット接続サービスは当社が定めるサービス区域において提供します。

- 第6条(契約の単位)
- 当社は契約者回線1回線毎に1の契約を締結します。この場合契約者は、1の加入契約につき1人以上は事業所に限ります。

- 第7条(最低利用期間)
- インターネット接続サービスの最低利用期間は1年とします。
- 2、契約者は、前項の最低利用期間中に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、別表に定める料金表の解約撤去工事費を支払っていただきます。またキャンペーン特典加入の際は、その特典は無効となり正規料金を遡って請求させていただきます。

- 第8条(契約者回線の終端)
- 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
- 2、当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

- 第9条(契約申込みの方法)
- 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入契約申込書提出していただきます。
- (1)契約約款別表・料金表に定めるサービスの種類等
- (2)契約者回線の終端となる場所
- (3)その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

- 第10条(契約申込みの承諾)
- 当社は、契約の申込みがあったときは、原則として受け付けた順に従って承諾します。但し、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することができます。
- 2、当社は、前項の規定に基づき、インターネット接続サービスの取扱いに余裕のないときは、その承諾を延期することができます。但し、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には承諾をしないことがあります。
- 3、承諾後においても次に該当する事実が判明した場合、違約の責を負うことなくその承諾を取消することができるものとします。
- (1)契約約款を改訂し、又は保守をすること等が技術上著しく困難な場合
- (2)契約申込者が自己と誤られた債務の履行を怠ったことがあるなど、当該約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合
- (3)加入契約申込書の記載事項に虚偽、不備(名義、捺印、識別のための番号情報等の相違・記入漏れ等)がある場合
- (4)料金等の支払い方法について、当社が定める方法と認められない場合
- (5)契約約款が当該約款に違反する恐れがあると認められる場合
- (6)その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合
- 4、二十歳未満の方はお申込いただけません。
- 5、当社は本人確認のため身分証の提示を求める場合があります。契約申込者はこれに応じるものとします。

- 第11条(インターネット接続サービスの種類等の変更)
- 契約者は、別表に定める料金表に規定するインターネット接続サービスにおけるサービスの種類、種別、項目等の変更の請求をすることができます。変更に際しては料金表に規定するコース変更料・メム交換料を併せて支払うものとします。
- 2、前項の請求の方法及びその承諾については、第9条(契約申込みの方法)及び前条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取扱います。

- 第12条(契約者の移転)
- 契約者は、同一の構内又は同一の建物内における契約者回線の移転を、当社所定の書式により申し出ることができます。
- 2、契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があるとします。
- 3、当社は、第1項の請求があったときは、内容を審査し、妥当と認めた場合はその請求を承諾します。
- 3、第1項の請求の期間は、1号で1日より短縮され、以内となります。3年間を経過しても再開の申し出がない場合は、3年が経過した日の翌月をもって加入契約は解除されたものとします。

- 第13条(インターネット接続サービスの利用の一時中断及び再開)
- 契約者が利用するインターネットサービスの利用の一時中断(その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できない)にすることを、(以下同じ)及び再開を希望する場合、一時中断の場合は停止を希望する月の属する25日までに、再開の場合は再開を希望する月の属する25日までに、当社所定の書式により申し出るものとします。また、その工事費が契約者が負担するものとします。
- 2、当社は、前項の請求があったときは、内容を審査し、妥当と認めた場合はその請求を承諾します。
- 3、第1項の請求の期間は、1号で1日より短縮され、以内となります。3年間を経過しても再開の申し出がない場合は、3年が経過した日の翌月をもって加入契約は解除されたものとします。

- 第14条(その他の契約内容の変更)
- 当社は、契約者が請求があったときは、第9条(契約申込みの方法)第3号に規定する契約内容の変更を行います。
- 2、前項の請求があったときは、当社は、第10条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。変更に際する所定の費用は契約者が負担するものとします。

- 第15条(営利使用の禁止)
- お客様が当社のサービスを第三者に対価を受けて当社サービスを第三者に提供することを禁止します。

- 第16条(譲渡の禁止)
- 契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

- 第17条(契約者が行う契約の解除)
- お客様が契約を解除しようとする場合、解約を希望する月の属する25日までに当社所定の書式により申し出るとします。
- 2、前項による契約の解除の場合、当社は当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去します。契約者は料金表を決定する解除撤去工事費を当社に支払うものとします。但し、前項の規定にかかわらず、お客様が所有する土地、建物その他の工作物等が回復を要する場合は、その復旧に係る費用を負担するものとします。

- 第18条(当社が行う契約の解除)
- 当社は、次の場合には、その契約を解除することができます。
- (1)第21条(利用停止)の規定によりインターネット接続サービスの利用を停止をされた契約者が、なおその事実を認認しないとき
- (2)第21条(利用停止)の規定により当社に該当する場合は、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすことある場合があるときは、前号の規定にかかわらずインターネット接続サービスの利用を停止しないことと認められる場合と認めるとき
- (3)電気通信回線の設備等、当社は契約者の責に帰すべき事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき
- 2、当社は前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、予め契約者にそのことを通知します。
- 3、当社は、第1項の規定にかかわらず、次の契約解除をしようとするときは、事前に当社が定める電気通信設備の資産等を撤去いたします。契約者は料金表を決定する撤去工事費を当社に支払うものとします。また撤去に伴い、契約者が所有する土地、建物その他の工作物等が回復を要する場合、契約者はその復旧に係る費用を負担するものとします。

- 第3章 付加機能
- 第19条(付加機能の提供等)
- 当社は、契約者から請求があったときは、別表に定める料金表の規定により付加サービスを提供します。

- 第4章 利用中止及び利用停止
- 第20条(利用中止)
- 当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することができます。
- (1)当社の電気通信設備の保守工又は工事ややむを得ないとき
- (2)第21条(利用停止)の規定により当社に該当する場合は、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすことある場合があるときは、前号の規定にかかわらずインターネット接続サービスの利用を停止しないことと認められる場合と認めるとき
- 第1項に規定する場合はほか、付加機能に関する利用について、別表に定める料金表に別表の定めのあるときは、当社は、その料金

- ②他人の肖像権、プライバシーを侵害する行為
- ③他人を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損する情報を不特定又は多数人に対して送信又は表示する行為
- ④悪戯又は幼児虐待に於ける文書、画像等を不特定又は多数人に対して送信又は表示する行為
- ⑤公衆選挙法に違反する行為
- ⑥無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- ⑦他の契約利用者の設備、CATVネットワーク、又は運営に支障をきたす行為
- ⑧他人に不当にすぎた情報を送信又は表示する行為
- ⑨広告の意図として、広告、宣伝、勧誘のメールを送信する行為
- ⑩その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- ⑪前各号のいずれかに該当する行為が見られ他人のデータ、情報等へリンクを張る行為

- 第 3 9 条(反社会的勢力の排除について)
- 加入申込者は、自らが暴力団その他これらに類する者(以下「反社会的勢力」という)、又は反社会的勢力と密接な関係を有する者ではないことを確認し、また、客取・差控・差控会等も該当しないことを確認するものとします。
- 加入申込者又は契約者が、前項の確約に違反することが判明した場合、また前項の確約に反する行為をしたことが判明した場合、当社は何ら催告することなく、本契約の申込を不承認、又は直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - 契約の申込を不承認、又は本契約の解除をしない場合加入申込者又は契約者に損害が生じても、当社は何これら賠償ないし補償しないものとします。

- 第 4 0 条(相互接続事業者のインターネット接続サービス)
- 契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたいものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。
- 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

- 第 4 1 条(個人情報保護方針)
- 個人情報収集するにあたり公正かつ適切な方法で収集し、取得した個人情報については、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置に努めます。
- 収集した個人情報は、下記の目的で利用します。
 - 当社サービスの提供に伴う上位会社(香組供給会社・上位プロバイダ、KDDI株式会社等)への登録
 - ケーブルテレビ工事・インターネット工事及び契約者サポート又はメンテナンスに伴う各業者への業務委託
 - 顧客管理・運用強化及びCATV設備の保守管理に伴う業務(顧客管理システム会社・損害保険会社等)
 - サービスの提供・サービスの利用促進・サービスの向上を目的とする各種セールスや通知又は各種状況調査業務
 - 当社サービス料金の課金、請求、回収、督促、集金などに関する業務
 - 当社は次に掲げる場合を除き、予め契約者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて個人情報を取扱うことはありません。
 - 秘密保持契約その他の法的機関もしくはこれに準ずる機関の開示要請がある場合
 - 法令又は裁判所その他の機関もしくはこれに準ずる機関の開示要請がある場合
 - 本人又は第三者の生命・身体・財産その他の権利利益を侵害するおそれがある場合
 - 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成促進を促進するおそれがある場合
 - お客様が個人情報の照会及び事実と異なる情報の訂正等を希望される場合、当社窓口(0120-344-372)までご連絡いただければ、合理的な範囲で回答ならびに訂正を致します。
 - 当社は、個人情報の保護及び適正な取扱いについて従業員等に指導を行い、また、個人情報保護に関する法令その他規範を遵守するとともに、上記各項における取組みを適宜見直し改善します。

- 第 4 2 条(技術的事項及び技術資料の閲覧)
- 当社は、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を、当社において閲覧に供します。

- 第 4 3 条(営業区域)
- 営業区域は、当社が別に定めるところによります。

- 第 4 4 条(閲覧)
- この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

- 第 4 5 条(管轄裁判所)
- この契約款に定める事項に関する訴訟については、当社の所在地を管轄する裁判所を唯一の管轄裁判所とします。

附則：この改正規定は平成26年4月1日から実施します。

ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約
<p>第 1 条(規約の適用)</p> <p>本規約は、テレビ小山放送株式会社(以下「当社」という)と、「ケーブルプラス電話サービス契約款」を承諾し、KDDI株式会社(以下「KDDI」という)より当社が提供するケーブルプラス電話サービス(以下「ケーブルプラス電話」という)の提供を受ける者との間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。</p> <ol style="list-style-type: none">当社及びKDDIがホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。
<p>第 2 条(規約の変更)</p> <p>当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。</p> <ol style="list-style-type: none">当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。
<p>第 3 条(契約の成立)</p> <p>ケーブルプラス電話の加入契約は、契約申込者が本規約及びKDDIケーブルプラス電話契約款を承諾し、当社所定の加入契約申込書に所要事項を記入のうえ当社に提出し、当社が承諾したときに成立するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none">当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には申し込みを承諾しないことがあります。 <ol style="list-style-type: none">ケーブルプラス電話接続回線(以下「電話接続回線」という)を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。 申し込みをした者が、ケーブルプラス電話に係る料金(以下「電話サービス料金」という)又は工事に伴う費用などの支払いを怠る恐れがあるとき。 申込書の記載事項に、虚偽、不備(名義、捺印、記入漏れ等)がある場合。 加入申込者が未成年のとき。 料金などのお支払い方法について当社が定める方法に従っていただけないとき。 その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

- 第 4 条(設備の設置)
- 契約者は、ケーブルプラス電話への申し込みをしたことをもって、当社が、ケーブルプラス電話に必要なとなる設備の設置を実施することに同意したものとします。その工及び保守等は、当社所定の機器、工事などにより当社又は当社が指定する業者が行うものとします。尚、終端装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。契約(あるいは申し込み)が増加され、又は契約が解除された場合、契約者は直ちに終端装置を当社へ返却するものとします。尚、当社に返却がない場合、当社が別に定める損害金を請求します。

- 第 5 条(契約者の履行義務)
- 電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内などにおいて、当社が電話接続回線、屋内配線及び終端装置などの設置するための必要箇所は、契約者から提供していただきます。
- 機器の設置、撤去、保守などの工事、点検などを行う為に、必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、契約者は予めその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
 - 契約者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や、管理等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。契約者は当社が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し又は線索その他の導体を接続しないこととします。契約者は故意又は過失により終端装置を故障、破損させた場合は、第 4 条で規定する未返却時の損害金を適用し、当社に支払うものとします。

- 第 6 条(サポート)
- 契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題ないことを確認の上、当社に申告していただきます。前項の申告に基づき、当社は当社及びKDDIの設備の修理又は対応(以下「サポート」という)のための手配を行います。但し、利用環境・容量及び申告の時間帯などにより対応できない又は相应の時間を要する場合があります。
- 第 1 項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題のある場合、並びに当社、又はKDDIの責に帰するところでない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

- 第 7 条(債権譲渡)
- 契約者は、KDDIケーブルプラス電話契約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDIの定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求することを承諾するものとします。また、この場合、契約者は、当社及びKDDIが契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

- 第 8 条(料金)
- ケーブルプラス電話設備の設置に伴う料金は契約者負担とし、その額は別に定めるところとします。また、KDDIが提供するケーブルプラス電話に係る料金は「ケーブルプラス電話約款」に定めるところによります。

- 第 9 条(割増金)
- 契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の(消費税相当額を加算しない額とする)の2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

- 第 1 0 条(延滞利息)
- 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。但し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

- 第 1 1 条(請求と支払等)
- 契約者は、各月の電話サービス料金及び工事費などを金融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期日までに毎月支払いを行うものとします。
- 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、契約者は銀行振込又は当社が定めるその他の方法で支払うことができるものとします。但し、金融機関に係る振込手数料等は、契約者の負担とします。
 - 契約者は当社が電話サービス料金及び工事費などの取納業務を取納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。
 - 当社は請求書、領収証は発行いたしません。尚、通話明細については、KDDIが契約者に提供するホームページにて確認できるものとします。

- 第 1 2 条(契約の解除)
- 当社は、次の場合には、KDDIを通じ、その利用契約を解除することがあります。
- 電話サービス料金又は工事費などその他の債務について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。
 - 契約の申し込みにあたって、事実と反する記載を行ったことなどが判明したとき。
 - 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、もしくは損壊し、又はその設備に線索その他の導体を接続したとき。
 - 電気通信回線の地中化など、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で電話サービス継続できないとき。
 - 本規約又はKDDIが定めるケーブルプラス電話約款に違反した、又は違反するおそれがある場合。
 - その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 尚、契約者は契約解除に伴い債務の履行を免除されるものではありません。

- 第 1 3 条(利用の停止)
- 契約者が第9条に定める費用について、電話サービス料金又は工事費などその他の債務について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるときはケーブルプラス電話の利用を停止することがあります。

- 第 1 4 条(承諾の限界)
- 当社は契約者から工事その他の請求があった場合、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他の債務の支払いを怠り若しくは怠る意があると思われる場合当該意があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その請求をした者に通知します。但し、この

契約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 第 1 5 条(契約者に係る情報の利用)
- 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先などの情報を、個人情報の保護に関する法律に準じ、本規約及びKDDIが定めるケーブルプラス電話約款に係る業務の遂行上必要な範囲で適切に利用します。

- 第 1 6 条(責任及び免責事項)
- 当社は、天災・事変・その他何らかの理由によるケーブルプラス電話サービスの停止・不能についての損害の賠償請求には応じません。但し、当社の故意又は重大な過失によりケーブルプラス電話サービスの提供をしないときは前項は適用しないものとします。
- 契約者がケーブルプラス電話サービスにより第三者に損害を与えた場合、当該契約者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

- 第 1 7 条(個人情報保護方針)
- 個人情報収集するにあたり公正かつ適切な方法で収集し、取得した個人情報については、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置に努めます。
- 収集した個人情報は、下記の目的で利用します。
 - 当社サービスの提供に伴う上位会社(香組供給会社・上位プロバイダ、KDDI株式会社等)への登録
 - ケーブルテレビ工事・インターネット工事及び契約者サポート又はメンテナンスに伴う各業者への業務委託
 - 顧客管理・運用強化及びCATV設備の保守管理に伴う業務(顧客管理システム会社・損害保険会社等)
 - サービスの提供・サービスの利用促進・サービスの向上を目的とする各種セールスや通知又は各種状況調査業務
 - 当社サービス料金の課金、請求、回収、督促、集金などに関する業務
 - 当社は次に掲げる場合を除き、予め契約者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて個人情報を取扱うことはありません。
 - 秘密保持契約を締結した先への業務委託
 - 法令又は裁判所その他の法的機関もしくはこれに準ずる機関の開示要請がある場合
 - 本人又は第三者の生命・身体・財産その他の権利利益を侵害するおそれがある場合
 - 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成促進を促進するおそれがある場合
 - お客様が個人情報の照会及び事実と異なる情報の訂正等を希望される場合、当社窓口(0120-344-372)までご連絡いただければ、合理的な範囲で回答ならびに訂正を致します。
 - 当社は、個人情報の保護及び適正な取扱いについて従業員等に指導を行い、また、個人情報保護に関する法令その他規範を遵守するとともに、上記各項における取組みを適宜見直し改善します。

- 第 1 8 条(紛争の処理)
- 電話サービスについて、当社と契約者の間に紛争が生じた場合、当社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決を行います。

- 第 1 9 条(定めなき事項)
- 本規約に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

附則：この規約は平成26年4月1日から実施します。

加入契約料・工事費・諸費用等(税込)		
項 目	料 金	備 考
ケーブルテレビ加入契約料	55,000円	
インターネット加入契約料	5,500円	
ケーブルプラス電話加入契約料	55,000円	
各種登録料	3,300円	
名義変更料	11,000円	
標準引込工事費	14,300円	
ケーブルテレビ標準宅内工事費	11,000円	
インターネット標準宅内工事費	11,000円	
ケーブルプラス電話標準宅内工事費	11,000円	
特別工事費	別途見積り	
セットトップボックス増設費	5,500円	1台目と同時に設置の場合は3300円
解約撤去工事費	11,000円	一部解約の場合は割引あり
一時休会撤去工事費(一時停止)	8,800円	
休会申請料	2,200円	インターネット休会時のみ必要
移転・移設・再開工事費	別途見積り	
セットトップボックス撤去工事費	5,500円	
インターネットコース変更料	2,200円	
リモコン購入費	3,300円	
CASカード再発行費	1,650円	B-CAS-C-CAS各1650円

月額利用料等(税込)		
項 目	料 金	備 考
マックスコース基本利用料	4,840円	
マックスコース追加利用料	2,860円	1台につき
ハッピーコース基本利用料	3,960円	
ハッピーコース追加利用料	1,980円	1台につき
ミニコース基本利用料	2,640円	新規・追加・コース変更等の受付は終了済
ミニコース追加利用料	1,760円	1台につき・新規・追加・コース変更等の受付は終了済
スターチャンネル利用料	2,300円	1台につき・マックス・ハッピー・ミニコース利用料に加算請求
薬師テレビ利用料	1,210円	1台につき・マックス・ハッピー・ミニコース利用料に加算請求
再送信利用料	1,100円	支払単位は半年または年払い
施設利用料	550円	共聴施設向け地上デジタルコース。支払単位は年払いのみ
集合住宅・共同住宅	550円×戸数	
チャンネルガイド認識料	330円	1冊につき
WOWOW	2,530円	3チャンネルセット加入
プラチナチャンネル	1,100円	3チャンネルセット加入
J SPORTS 4	1,430円	
FIGHTING TV サムライ	1,980円	
東映チャンネル	1,650円	
衛星劇場	2,200円	
アニメシアター-X	1,980円	
クラシカ・ジャパン	3,300円	
フジテレビNEXT	1,100円	マックスコースご利用者に限る
フジテレビセット	1,650円	3チャンネルセット加入
Mnet	2,530円	
KNTV	3,300円	
TAKARA ZUKA SKY STAGE	2,970円	
グリーンチャンネル 1・2	1,320円	2チャンネルセット加入
レジャーチャンネル	1,100円	
SPEEDチャンネル	2,530円	
レインボーチャンネル	2,530円	
レッドナイト・ブルー	2,530円	
パラダイステレビ	2,200円	
ゴールデンセット(上記3chセット)	3,300円	レインボーチャンネル・ミッドナイト・ブルー・パラダイステレビ3チャンネルセット加入
ブレイド・イチャンネル	2,750円	
レッドチェリー	2,750円	
チェリー・ボム	2,530円	
プラチナセット(上記3chセット)	3,300円	プレイボーイチャンネル・レッドチェリー・チェリー・ボム3チャンネルセット加入
光ハイブリッドP160Mコース利用料	5,390円	HFCサービス
光ハイブリッド30Mコース利用料	4,180円	HFCサービス
光ハイブリッド2Mコース利用料	3,410円	HFCサービス
光100Mコース利用料	5,390円	FTTHサービス
光30Mコース利用料	4,400円	FTTHサービス
インターネット休会ID継続料	550円	インターネット休会IDを保持する際の継続料

※利用料金は当社が指定する金融機関から口座振替によってお支払いいただきます。口座振替日は毎月10日(土日祝日の場合は翌営業日)になります。

※ケーブルテレビ利用料は当月請求、オプションチャンネル利用料は翌月請求、インターネット利用料及びOTF電話通話料、ケーブルプラス電話基本料及び通話料は翌々月請求になります(一部例外もあり)。

※上記利用料にはNHK放送受信料(地上波・衛星波)は含まれておりません。

※WOWOWについては、株式会社WOWOW衛星デジタル有料放送サービス約款に準じて取り扱います。

※キャンペーン加入のお客様が宅内工事完了後1年以内に解約される場合、適用されたキャンペーン特典(初期費用割引や利用料無料期間等)は無効となり、正規料金を改めて請求させていただきます。

ケーブルプラス電話サービス第 8 条に定める料金					
区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建	集合住宅
本サービスの加入時	他サービス既契約者	追加工事	1 ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
	他サービス未契約者	新規工事	1 ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービスの解約時	ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1 ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額